

鳥取県検診発見乳がん確定調査実施要領

1 目的

この調査は、鳥取県乳がん検診実施指針に基づいて市町村が実施する乳がん検診の精度管理を図るため、精密検査の結果、乳がんと診断された症例等について、病期、部位、治療状況等を調査検討し、検診の効果や効率を評価することを目的とする。

2 実施主体

鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん部会及び鳥取県健康対策協議会乳がん対策専門委員会（以下「部会等」という。）とする。

また、市町村及び別に定める「鳥取県乳がん検診精密検査医療機関登録実施要綱」より届け出した乳がん検診精密検査登録医療機関（以下「登録医療機関」という。）は、調査が円滑に実施されるよう協力するものとする。

3 乳がん精密検査紹介状の写しの提出

財団法人鳥取県保健事業団及び市町村は、別に定める「鳥取県乳がん検診実施指針」により、乳がん検診の精密検査の結果が「乳がん」又は「乳がん疑い」と診断された者について、登録医療機関から返送された乳がん精密検査紹介状（以下「紹介状」という。）の写しを鳥取県健康対策協議会（以下「健対協」という。）に提出するものとする。

4 乳がん発見患者個人票の送付

健対協は、登録医療機関に連絡を取り、治療医療機関を調査の上、該当する医療機関へ乳がん発見患者個人票〔以下「個人票」という。（様式第1号）〕及び紹介状の写しを送付する。

5 乳がん発見患者個人票の返送

治療医療機関は、所定事項を記入の上、個人票を健対協に返送するものとし、個人票の保管は健対協で行う。

6 集計結果等の報告

健対協は、返送された個人票をとりまとめ、集計結果等を部会等に報告するものとする。

7 秘密厳守

この調査に関係する者は、調査で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。

附則

この要領は、平成26年9月25日から適用する。

登録NO.

(秘) 乳がん発見患者個人票 鳥取県健康対策協議会		
患者氏名 () 生年月日 (年 月 日) 歳	男 ・ 女	住 所
検診受診年度：初回受診 非初回 (前回 年度)	検診法： 集団 ・ 施設	
医療機関名	記入責任者	
1) 分類：TNM T() N() M()	主癌巣占拠部 (A B C D E)	
2) 臨床病期：Tis I II A II B III A III B III C IV	転位部： (除 リ節)	
3) 組織型 I) 非浸潤癌 a) 非浸潤性乳管癌 b) 非浸潤性小葉癌 II) 浸潤癌A：a) 乳管癌 b) 乳頭腺管癌 c) 充実腺管癌 d) 硬癌 B：特殊型 () III) P a g e t病 IV) 非上皮性腫瘍：良性、悪性 () リンパ節転移n (/) T(× cm) ※記入は、乳癌取扱い規約（日本乳癌学会編）に準じてありますので、不明の時は参考にして ください（この個人票は15版、2004年6月準拠）。		
4) 治療 A) 手術（術式：) ※術式は、術名に切除した組織を下記略号で記入してください。 乳癌手術操作部の略名 乳 房：B t、B q、B p、T m 胸 筋：M j、M n リンパ節：A x、I c、P s、S c センチネルリンパ節生検：S L N B （記入例）術式（胸筋温存手術：B t、A x {A u c h i n c l o s s }) B) 手術以外の治療 1) 術前治療 2) 術後治療 3) 単独治療 a) 化学 b) 内分泌 c) 放射線 d) トラストズマブ e) 他 () ※使用法の全身、局所は問わない。		